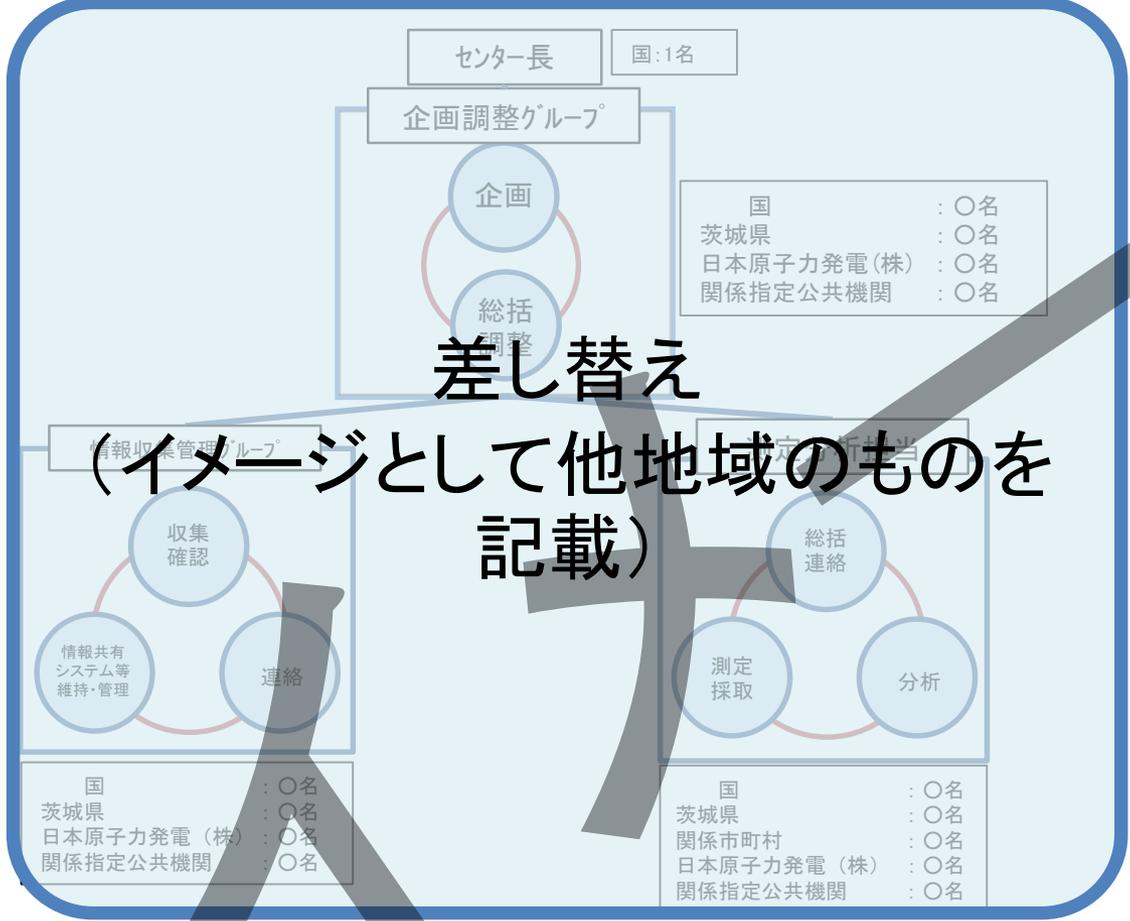


8. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを、環境放射線監視センターに測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 東海・大洗原子力規制事務所に上席放射線防災専門官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

※ 要員数は交代要員を含む
 ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
 ※ 茨城県及び原子力事業所の要員数は、茨城県のモニタリング計画等に基づく

- 東海第二発電所周辺の14市町村に、緊急時モニタリング地点105地点を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZ内では、○局の測定局で連続測定を実施。



※ UPZ内○地点の測定局で連続測定を実施

- モニタリングステーション、モニタリングポスト, 簡易型電子線量計
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト〇局(茨城県(モニタリングステーション51局、簡易型電子線量計46局)、原子力事業所3局、日本原子力発電(株)〇局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト6台を配備
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー2台を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】
(非常用発電機装備)



広域モニタリングポスト【12局】
(非常用発電機装備)



電子線量計【51局】
(非常用電源装備)



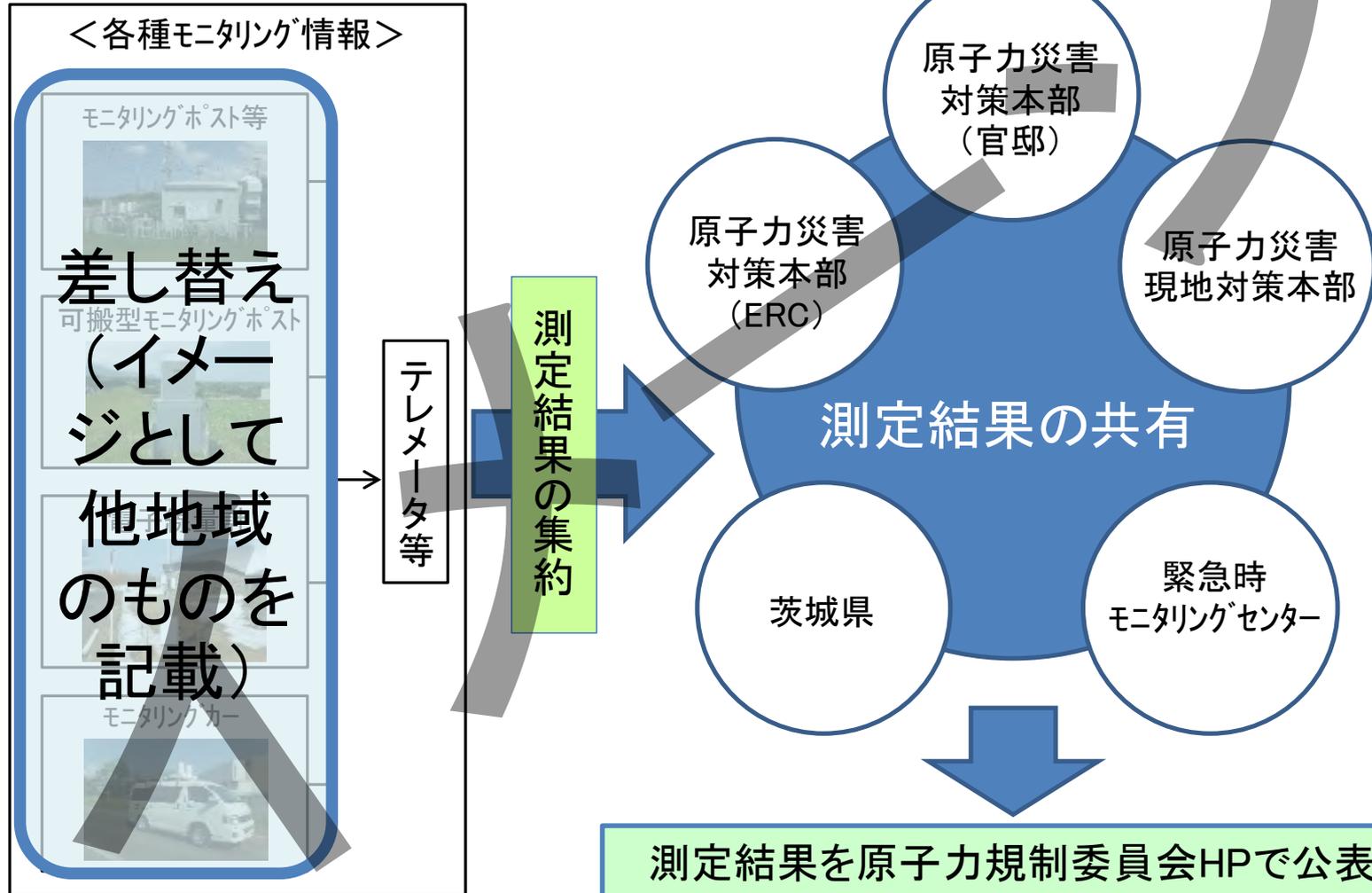
可搬型
モニタリングポスト【19台】



モニタリングカー【1台】

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、茨城県が策定している「茨城県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラの測定
- 飲食物に係るスクリーニング等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図
- 等

差し替え
(イメージとして他地域のものを記載)

緊急時モニタリングに係る動員計画

- ▶ 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- ▶ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- ▶ 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- ▶ 上述の情報の更新の方法
- ▶ 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。茨城県・日本原子力発電(株)を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	〇台	〇台
原子力事業者	〇台	〇台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、設置されることが必要であり、茨城県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて電源・通信の多重化対策をするとともに、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



図 東海第二地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

日本原子力発電（株）による緊急時モニタリング

日本原子力発電（株）は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト（計〇局）で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ・モニタリングステーション（〇台）で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度測定用の試料を採取
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備（〇台）
 - 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト（〇台）を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む〇箇所の放射線量を測定
 - さらに、モニタリングカー（〇台）、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両（〇台）を配備
- また、日本原子力発電（株）は、茨城県地域防災計画に基づき茨城県へモニタリングカー（〇台）、可搬型モニタリングポスト（〇台）等の貸与等を行う。



モニタリングステーション等【8局】



可搬型モニタリングポスト【19台】
（衛星電話による通信機能付）



モニタリングカー【2台】



可搬型モニタリングポストおよび
サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



（サーベイメータ）



車両に搭載するサーベイメータ等の例



（可搬型ダストサンプラ）

差し替え
（イメージとして他地域のものを記載）